

1. 製作技術からみた九連墩墓地出土青銅鼎—「同模品」と製作痕跡の分析による戦国時代青銅器生産体制・供給形態の検討—

丹羽崇史

1. 研究の背景と問題の所在

春秋戦国時代は職業氏族による生産組織が解体し、官僚組織や民間による生産組織が成立した画期と評価されている（佐藤 1962）。こうした生産組織の問題について、銘文の記載内容から青銅器の生産管理機構の復元を考察した研究が行われてきた（佐藤 1962、郝 1972、黃 1974、西村 1983、佐原 1984、江村 1986・2000、李 1994、楊 2003、下田 2004・2008）。さらには晋¹・齐・楚・徐などで他国の青銅器が生産された状況や移動工人の存在も指摘されている（佐藤 1962）。また、近年では湖北省北部の隨棗地域に存在した曾国における武器・青銅器生産体制に関する研究も行われている（吉開 1994、張 2009、石谷 2016）。

筆者はこれまで、春秋戦国時代における青銅器の生産・流通の実態を明らかにするため、青銅器の製作痕跡や形態を中心とした属性の考古学的な検討を行ってきた。長江流域を中心とした華中地域では、広域にわたって様式圏が成立したと評価される所謂「楚系」青銅器（劉 1995）を中心に、多数の青銅器が出土しているが、これらの青銅器の生産体制のあり方は従来明らかではなかった。筆者は青銅鼎に残る複数の製作痕跡の比較検討から、戦国時代の青銅器生産において複数の技術的な系統があることを指摘した。そのうえで、楚の中心地域である江漢地域以外にも、各地において在地的な製作者集団が存在していた可能性が高いとした（丹羽 2006²）。また、包山 2 号墓、天星觀 2 号墓、望山 1・2 号墓といった江漢地域の大型墓において時期や脈絡の異なった青銅鼎群が同一墓に納められ、墓ごとに様相が異なっていることを指摘した（丹羽 2008a³）。さらに、当該地域の青銅容器の「作器者」銘の集成から、春秋戦国時代を通じて青銅器の生産に関与したのは楚や周辺諸侯国の貴族階層であり、また、漢水流域・隨棗地域・淮河流域といった華中地域北部に「作器者」銘を持つ青銅器が集中する傾向を指摘した（丹羽 2019）。しかしながら、このような華中地域北部の大型墓における青銅器の生産体制・供給形態については検討できていなかった。

本稿では湖北省北部の隨棗地域の戦国時代の大型墓である九連墩墓地から出土した青銅器を対象として、製作痕跡の分析からその背後にある生産体制・流通形態について検討を行う。前々稿で述べたように、華中地域各地に製作者集団が存在した可能性が高いが、後述のように九連墩墓地出土青銅器は隨棗地域における青銅器生産体制・供給形態を検討するうえで重要な資料であると考える。

2. 資料と方法

（1）九連墩墓地について

九連墩墓地は湖北省棗陽市に所在する、戦国時代中期後段の墓地遺跡である（図 1・2）。2003 年に発掘調査が行われ、2 基の大型墓が検出され、青銅器、漆器、土器、玉器など多くの遺物が出土した。1 号墓出土人骨は 50～60 歳前後の男性、2 号墓出土人骨は 45～55 歳前後の女性と鑑定され⁴、王紅星氏らは副葬品の内容や墓壙・棺槨の構造などから、楚国の大「大夫」もしくは「上大夫」級の夫妻の墓と推測している（湖北省文物考古研究所 2003、王 2005・2007a、湖北省博物館（編）2007、湖北省文物考古研究所ほか 2018、湖北省文物考古研究所ほか 2019）。正式報告書が刊行前であるが、簡報（概報）・図録・論文等において主要な資料は公表されている（王 2007a、湖北省博物館（編）2007、湖北省文物考古研究所ほか 2018、湖北省文物考古研究所ほか 2019）。

九連墩墓地出土青銅器の生産地や由来について述べたものとして、王紅星氏は、2 号墓の脚の短い青銅鼎（表 2：31）を三晋地域の様式のものとし、被葬者が出身地からの嫁入り道具として搬入した可能性を述べ



図1 九連墩墓地の位置



図2 九連墩墓地全景

る（王 2007a）。また、秦穎氏らは1・2号墓出土の複数の青銅器の圈足や脚部内に残る范土を採取してプラントオパールの分析や成分分析（XRF、XRD、中性子放射化分析、希土類元素分析）を実施し、その結果、外来様式の青銅器の残存范土は侯馬・洛陽・周原など黄河流域の鋳造遺跡から出土した范と共通する傾向があり、「中国北方（黄河流域）で鋳造されたのち、楚国に輸入された可能性が高い」とした⁵（秦ほか 2008、魏ほか 2011）。ただし、筆者が前々稿・前稿で実施したような、複数の製作痕跡や型式学的属性による分析は行われておらず、考古学的手法による生産・供給に関する検討が必要であると考える。

（2）対象資料とその特徴

筆者は2010年1月、2018年6月の2回にわたり、湖北省博物館展示室にて九連墩墓地出土青銅器を観察する機会を得た⁶。計2回の調査で、1・2号墓出土青銅鼎31点のうち、29点を観察・記録することができた。

2回目の2018年6月の調査において、展示された青銅升鼎5点を観察する中で、筆者はこれらの獸形付飾の全く同一の位置に、同形の「傷」が確認できるものが複数存在することに気が付いた⁷（図6・7）。この「傷」について、①范（鋳型）に由来する「傷」、②范を型取りするための模（原型）に由来する「傷」、③模を製作するための「模范」やそれを製作するための「原始模」（蘇 2020）に由来する「傷」といった可能性を考えることができるであろう。本稿で対象とする戦国時代含め、殷周時代における青銅容器の范は土製であり、容器のような立体的な形状のものは、鋳造後に范を壊して製品を取り出す必要がある⁸。そのため、青銅容器の范の再利用は難しい場合が多く、実際、鋳造遺跡出土の土製范のほとんどは破片のものが主体である。また、この時期の青銅器の多くは模から范を起こして製作されたものである。こうした状況から、「傷」の由来は①である可能性は低く、②もしくは③と理解できる。これらの「模」・「模范」・「原始模」については、いわば同一の工房や製作者集団で用いられた可能性が考えられるが、例えば日本古代において瓦を生産するための「瓦范」が生産地を移動した事例があるように⁹（山崎 2003）、何らかの理由で製品を造るための「テンプレート」となる「模」・「模范」・「原始模」が生産地を移動した可能性も否定できない。本例の獸形付飾が取り付けられたのは、同一墓から出土した共通する形状の青銅鼎群であり、複数の生産地で製作された同じ「模」・「模范」・「原始模」等から生産された青銅器が、「偶然的に」同一墓に供給されたと考えるよりも、同一の工房や製作者集団、もしくは近隣の工房や製作者集団が生産した青銅器が同一墓に供給された可能性が高いと考えられる。ただし、被葬者の死去により多量の副葬用青銅器が求められる事態となり、ある工房や製作者集団が有していた「模」・「模范」・「原始模」が別の工房や製作者集団でも共有される、もしくは移動する可能性も想定する必要があるかもしれない。

以上のように、共通した「傷」を有することが同一の工房や製作者集団により製作された製品であることの直接の根拠となるわけではない。ただし、その他の特徴を含めた複数の属性の分析により、青銅器の生産体制・供給形態を検討することは十分可能である。②③のいずれの可能性が高いかを絞り込むことは難しい

が、本稿では②③いずれの場合も、便宜的に「同模品」と呼ぶことにしたい。

上記の「同模品」を確認した1号墓出土青銅升鼎5点をはじめ、1・2号墓からは複数点の同一形態の鼎、所謂「列鼎」が出土している。前稿で検討を行った江漢地域の大型墓においては、「列鼎」のなかに製作痕跡や細部形態にヴァリエーションを有するケースを確認することができた¹⁰。現状では九連墩墓地のすべての青銅容器の観察・検討ができているわけではないが、一連のセットをなす「列鼎」を検討対象とすることで、江漢地域を含めた他地域の事例との生産体制・供給形態に関する比較検討が可能になるものと考える。

(3) 方法

本稿においても、前々稿・前稿の分析手法を踏襲し、製作痕跡¹¹をはじめ、形態、紋様といった属性の分析にもとづき、背後にある生産体制・供給形態について検討する¹²。筆者による青銅鼎の製作痕跡の分類は図3に示す。製作痕跡は、基本的に前々稿・前稿の分類を踏襲するが、一部名称を変更したものもある。

●底部範線型式¹³

鋳造時に範を分割した合わせ目から湯（溶解金属）が流れることによって、製品の器面上に生じた突線状痕跡が「範線」である¹⁴。前々稿・前稿の分類を基本的に踏襲し、6つの底部範線形態と6つの分割方式の組み合わせより、15の底部範線型式に分類する¹⁵。なお、分割数が同一の場合でも、分割箇所が異なるケースもあるため、分割位置についても併せて記す。

●「同模品」

上述の獣形付飾の「同模品」も分析対象として取り上げる。獣形付飾の「傷」の形状、ならびに紋様や頭部から背中にかけての鬚の形状を対比のうえで「同模品」を認定し、「獣形付飾A・B・C」の名称を付す。

●堰・ガス抜き口の位置

前々稿・前稿で「湯口・ガス抜き口」とした湯の注入とガス抜きのための痕跡を指し、製品の器表面に突起状痕跡が残る。現代の工業鋳造の湯口系統を参考にすると、湯口系統は湯の注入口である「湯口」、湯の通路である「湯道」、湯道から製品への注入口である「堰」等から成り立ち（加山 1985、蘇 2020）、青銅器の表面に突線状に残る溶解金属の注入箇所は「堰」と呼ぶのがふさわしい。そのため、本稿では「堰・ガス抜き口」としたい。前稿を踏襲し、突起状の痕跡が確認できた箇所をもって3型式に分類する。なお、ガス抜き口は鋳型内のガスを逃すための通気口を指すが、前々稿でも述べた通り、溶解した金属を注ぐ堰とガス抜き口は区別がつかないことが多いため、両者を併記した「堰・ガス抜き口」という名称を用いる。

●スペーサー

青銅器の外範と内範（芯）を支えるための金属製の小片を指す。「型持」とも呼ばれ、青銅器の外面・内面で確認をすることができる。今回は展示室での観察であるため、青銅器の器身部表面で確認できた点数と配置の特徴とともに観察できた範囲を示す¹⁶。また、脚部・耳部・蓋など付属部分でスペーサーが確認できた資料については表中にその点も併記する。

●人工刻線

前稿までは「加強筋」とした青銅鼎底部にみられる筋状痕跡。「加強筋」とは筋状の補強材のことを指す。しかしながら、こうした痕跡は「加強筋」の機能以外にも、装飾や注湯時の鋳造欠陥を少なくする効果など、様々な機能が想定されている（蘇ほか 1988、丹羽ほか 2015）。こうした痕跡は範上に刻みを入れて生成されることから、「人工刻線」と称したい。

以上の製作痕跡に関わる属性に加え、青銅鼎の口縁部・底部・耳部・脚部の属性変異についても前稿の分類を踏襲するが、今回新たにみられたものを一部追加した（図4）。青銅鼎の型式名は丹羽（2006・2009）による¹⁷。紋様は劉彬徽氏（1995）の分類を用い、それに含まれないものは林巳奈夫氏（1989）の分類名称を用いる。法量については、簡報に実測図が掲載されたものについては図の計測値を記す。また、前稿で検討したように、青銅鼎の使用形態を検討するうえで煤の付着の有無も有効な属性となるため、観察結果を記

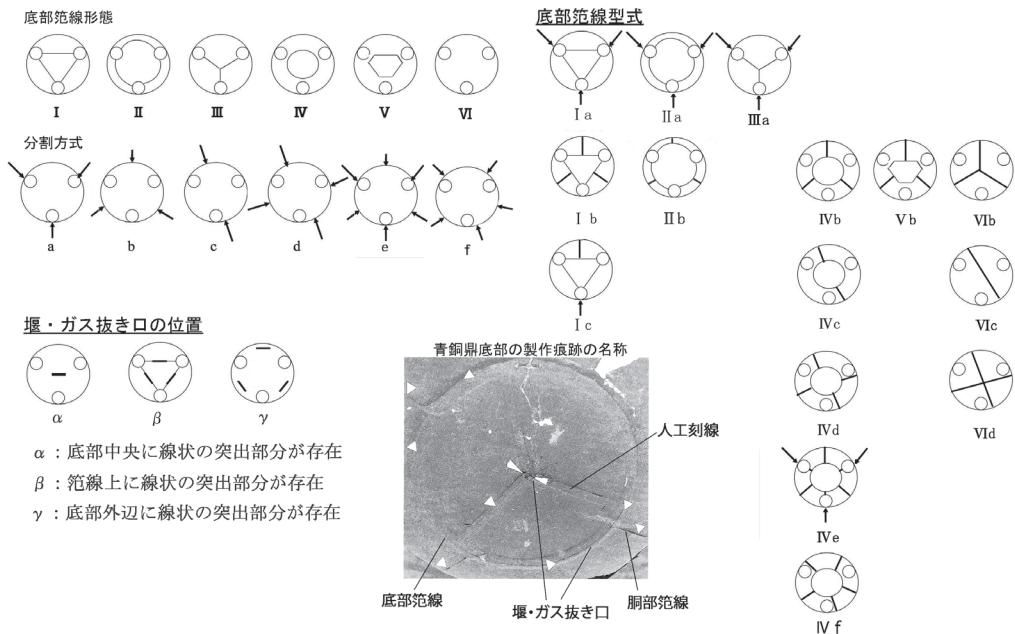


図3 青銅鼎の製作痕跡の名称と分類

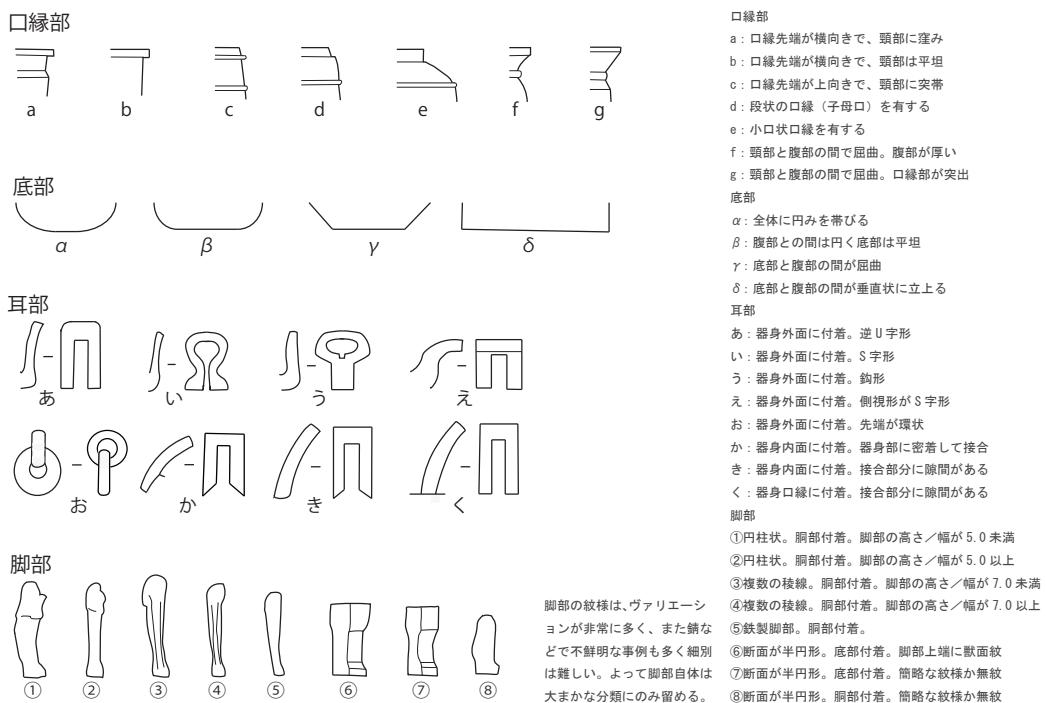


図4 青銅鼎の各部位の属性変異の模式図

す¹⁸。

3. 分析

(1) 1号墓出土青銅鼎 (表1・図5・6・7)

1号墓からは20点の青銅鼎が出土している。戦国中期後段(筆者編年の第7期)に出現するI3型のほか、春秋後期から戦国前期(第4・5期)に出現するE3型・G2型・H2型に近いとみられるものなどからなり、前段階以前に出現する型式が半数近くを占める。

製作痕跡に着目すると、底部範線型式は、H2型以外はほとんどがIVbを主体とし、堰・ガス抜き口も范

表 1 九連墩 1 号墓出土青銅鼎属性表

ID	実測図	写真	簡報番号・名称	型式名	底部范線		範線分割位置	範線形態	堰・ガス抜き口付飾	スペーサー	人工刻線	部位		法量(cm)			紋様	備考
					范線	分割方式						口縁部	底部	耳部	脚部	器身最大径	器身高さ	
1 ○ ○ 683 腹鼎	E 3 ?	IV	b	脚部の間		α	-	-	底部付着	e	α	あ	(3)	40.7	27.4	22.2		筆者実見
2 × × ? 鎏鼎	G 2 ?	IV	f	脚部と関係なし		β	-	-	底部付着	c	β	あ	(1)				蟠螭紋？	筆者実見
3 ○ ○ 43 鎏鼎	G 2 ?									c	β	あ	(1)	80	47.3	43.6	蟠螭紋？	筆者実見
4 ○ ○ 50 鎏鼎	G 2 ?	IV	b	脚部の間		β	器身部全体1点以上、脚部合計29点以上	-	底部付着	c	β	あ	(1)	52.8	36.4	30.9	蟠螭紋？	筆者実見
5 × ○ ? 升鼎	H 2		b	脚部と合致	AB	-	-	-	-	g	δ	く	(6)				尖浮龍紋重鱗紋	筆者実見
6 ○ ○ 166 升鼎	H 2		b	脚部と合致	AB	-	-	-	-	g	δ	く	(6)	36.4	15.5	14.6	尖浮龍紋重鱗紋	筆者実見
7 × ○ ? 升鼎	H 2		b	脚部と合致	AC	-	正面2点以上	-	-	g	δ	く	(6)				尖浮龍紋重鱗紋蟠螭紋？	筆者実見
8 × ○ ? 升鼎	H 2		b	脚部の間	A	-	正面1点以上	-	-	g	δ	く	(6)				尖浮龍紋重鱗紋蟠螭紋？	筆者実見
9 × ○ ? 升鼎	H 2		b	脚部の間	C	-	-	-	-	g	δ	く	(6)				尖浮龍紋重鱗紋蟠螭紋？	筆者実見
10 × △ ? 鎏鼎	I 3	IV	b	脚部の間		β	正面6点以上(散在配置)	-	底部付着	d	β	あ	(3)					筆者実見
11 × △ ? 鎏鼎	I 3	IV	b	脚部の間		β	正面3点以上(散在配置)	-	底部付着	d	β	あ	(3)					筆者実見
12 × × ? 鎏鼎	I 3	IV	b	脚部の間		β	-	-	底部付着	d	β	あ	(3)					筆者実見
13 × × ? 鎏鼎	I 3	IV	b	脚部の間		β	-	-	底部付着	d	β	あ	(3)					筆者実見
14 △ ○ ? 鎏鼎	I 3	IV	b	脚部の間		β	-	-	底部付着	d	β	あ	(3)	(29.1)	(15.5)	(19.1)		筆者実見
15 △ ○ ? 鎏鼎	I 3	IV	b	脚部の間		β	-	-	底部付着	d	β	あ	(3)	(29.1)	(15.5)	(19.1)		筆者実見
16 △ ○ ? 鎏鼎	I 3	IV	b	脚部の間		β	正面2点以上	-	底部付着	d	β	あ	(3)	(29.1)	(15.5)	(19.1)		筆者実見
17 △ ○ ? 鎏鼎	I 3	IV	b	脚部の間		β	正面3点以上	-	底部付着	d	β	あ	(3)	(29.1)	(15.5)	(19.1)		筆者実見
18 △ ○ ? 鎏鼎	I 3	IV	b	脚部の間		β	正面3点以上(列状配置?)	-	底部付着	d	β	あ	(3)	(29.1)	(15.5)	(19.1)		筆者実見
19 △ ○ ? 鎏鼎	I 3	IV	b	脚部の間		β	正面1点以上	-	底部付着	d	β	あ	(3)	(29.1)	(15.5)	(19.1)		筆者実見
20 △ ○ ? 鎏鼎	I 3	IV	b	脚部の間		β	正面1点以上	-	底部付着	d	β	あ	(3)	(29.1)	(15.5)	(19.1)		筆者実見

【表 凡例】

・「実測図」・「写真」のうち、簡報・図録・論文等に「○」は掲載済、「×」は未掲載、「△」は同形のもの1点のみが掲載され、かつ筆者観察資料と掲載資料が照合不可であるものを指す。

・型式名は丹羽(2006・2009)による。

・スペーサーは確認できた点数と配置傾向を記す。

・紋様の形式名は劉(1995)、林(1989)による。

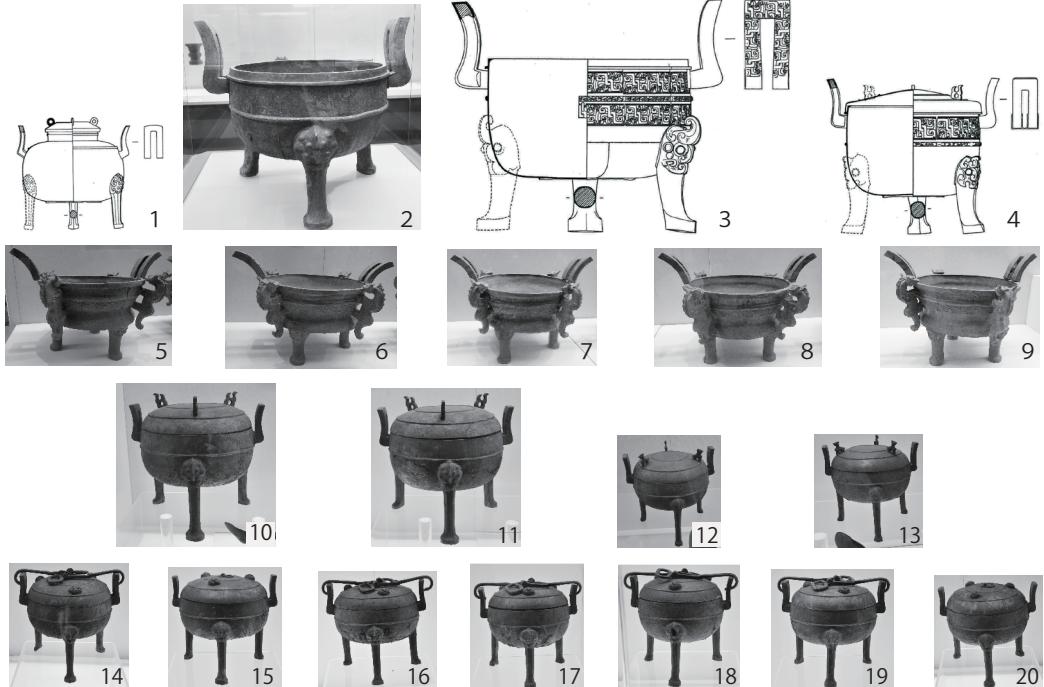
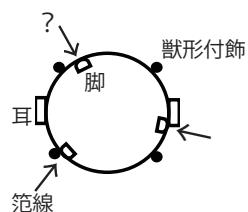
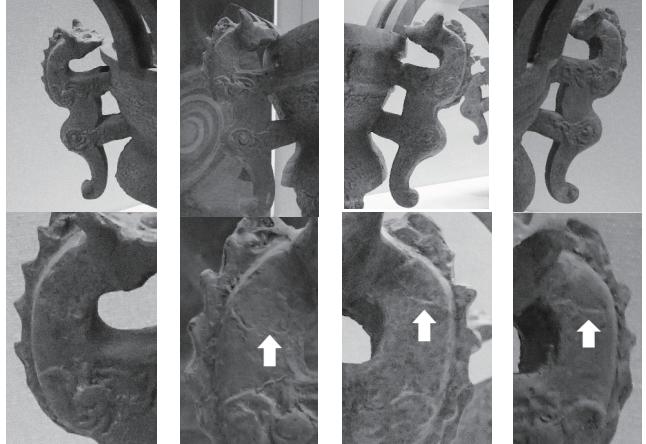


図 5 九連墩 1 号墓出土青銅鼎 (実測図は 1 / 30)

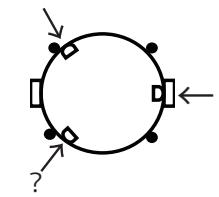
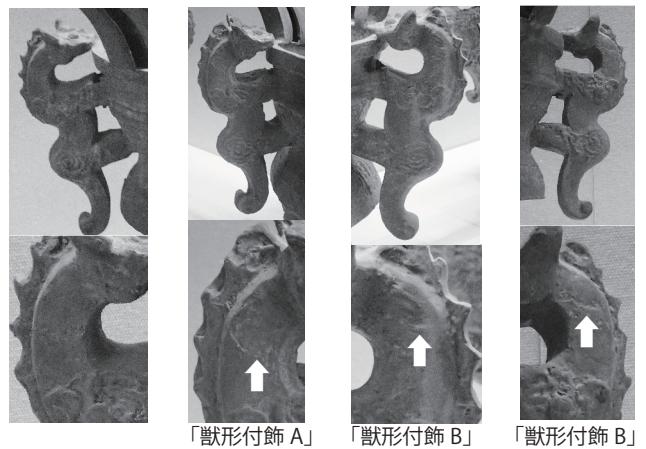
線上に設ける β が主体である。江漢地域と異なり、人工刻線を設ける例はみられず、スペーサーに関してても顕著な差異は認められない。ただし、堰・ガス抜き口を底部中心に設ける 1、5 分割の範線が確認できる 2 といったイレギュラーな個体も含まれる。

升鼎と呼ばれる H 2 型はいずれも器身部の範線は 3 分割の分割方式 b であるが、範線の位置と耳部・脚部の付着位置は、それぞれ異なっている。とくに範線の位置と脚部の付着位置が近接する 5 ~ 7 と範線が脚部の間に存在する 8 ~ 9 とに分けることが可能である。また 9 は、獸形付飾の位置が他の 4 点と差異がある。

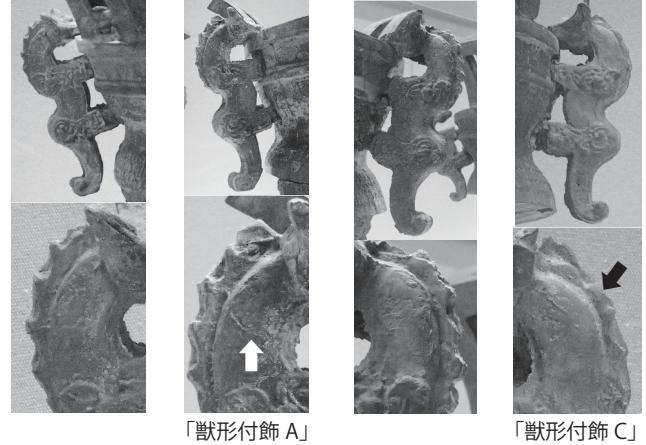
5



6



7



「獣形付飾 C」

図6 九連墩1号墓出土青銅升鼎（1）

耳部・脚部と器身部の間に空隙が存在し、鋲接（鑑付け）技法による接合であると考えられ、獣形付飾や耳と器身部の間には臍を確認できるものも存在する（図7）。器身部と個々のパーツの接合・組み立ての段階において、何らかの理由によって組み合わせパターンにぶれが生じたものと考えられる。

先述の通り本資料群の獣形付飾には、全く同一の位置に同形の「傷」が確認できる「同模品」が存在し、それぞれ「獣形付飾A」、「獣形付飾B」とする。獣形付飾に残るこうした「傷」、および細部の形状を対比すると、5・6・7・8に「獣形付飾A」、5・6に「獣形付飾B」の「傷」が確認できるほか、7・9に頭部から背中にかけての鬚の細部形状が合致したものが確認でき、これを「獣形付飾C」とする¹⁹。展示室での観察のため、背面を確認できないものが含まれ、「同模品」が何点みられるかまでは特定できないが、

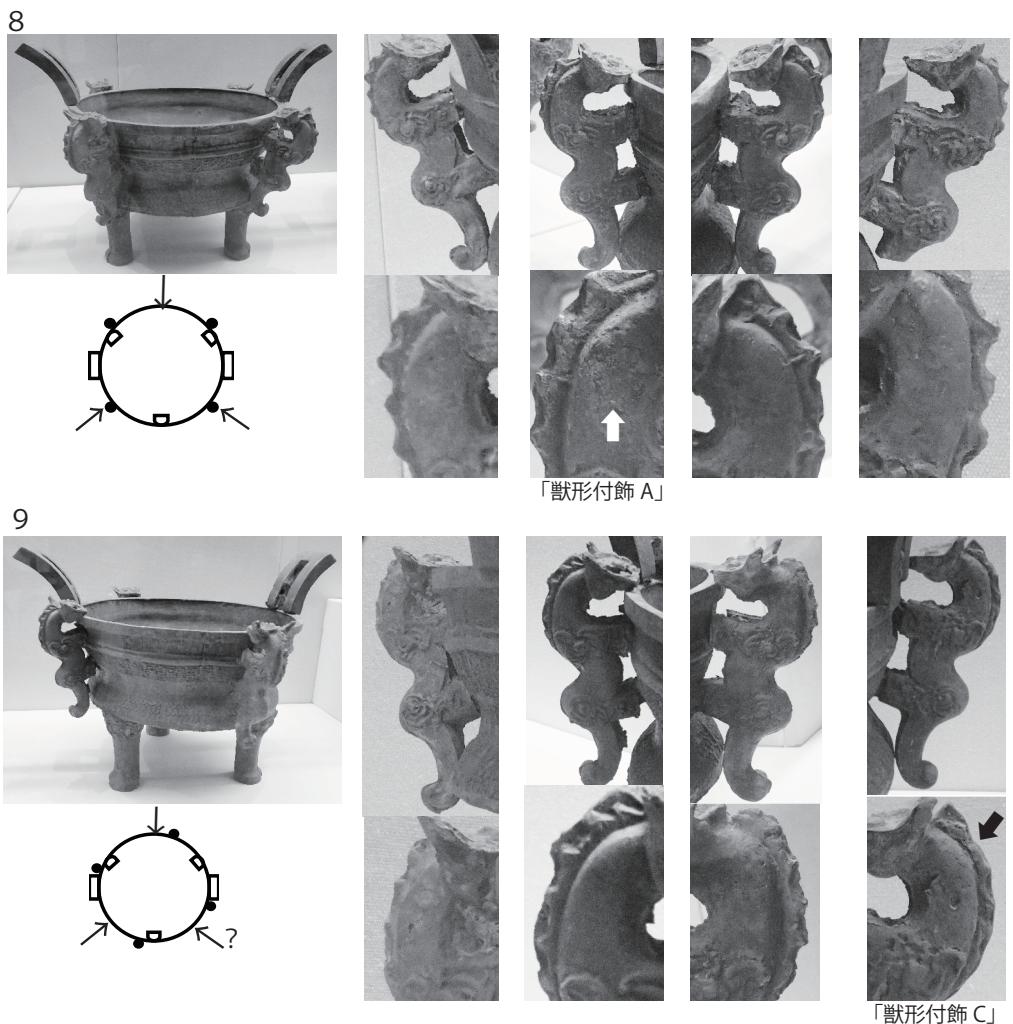


図7 九連墩 1号墓出土青銅升鼎 (2)

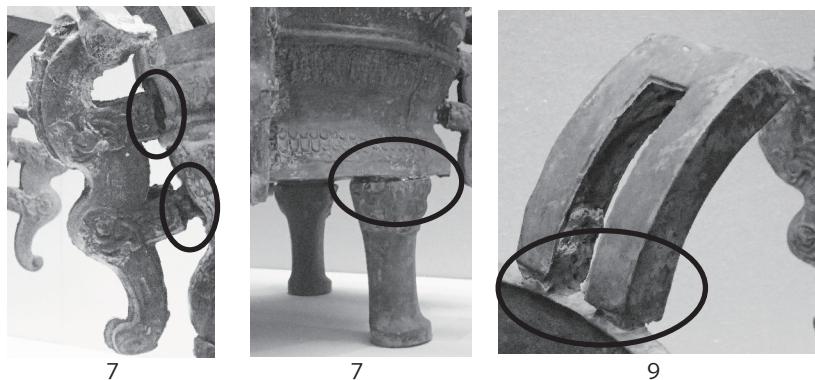


図7 九連墩 1号墓出土青銅升鼎 (2)

5点の間で「同模品」が共有されているとみることが可能である。

(2) 2号墓出土青銅鼎 (表2・図8)

2号墓からは11点の青銅鼎が出土している。1号墓でもみられたI 3型、およびG 2型に近いもののほか、1号墓にはみられなかった戦国前期（第5期）に出現するF 3型や華北地域（三晋地域）の系統をひく脚の短い円鼎²⁰がみられる。

I 3型鼎の7点については、正面に円環を付す2点と円環が付かない5点からなり、それ以外の形状はほぼ共通する。しかしながら、底部范線型式、ならびにスペーサーといった製作痕跡に関する特徴が個々の資料で異なっている。特に底部范線型式は、IV b、IV d、IV c、VI cの4つの型式が確認でき、1号墓とは大

表2 九連墩2号墓出土青銅鼎属性表

ID	実測図	写真	簡報番号 ・名称	型式名	底部範線 範線形態		範分割位置	獸形 ガス 抜き 口	スペーサー	人工 刻線	煤	部位			法量(cm)			紋様	備考	
					範線	分割 方式						口	縁部	底 部	耳 部	脚 部	器身 最大径	器身 高さ	脚 の 長さ	
21	○	○	24 鎏鼎	F 3								b	β	あ	①	73.3	34.4	32.2	蟠螭紋	
22	×	×	? 鎏鼎	G 2 ?	IV	b	脚部の間	α	器身部全体7点以上 (散在配置)	-	底部付着	c	β	あ	①				蟠螭紋	筆者実見
23	×	○	? 鎏鼎	I 3	IV	-	-	-	-	底部付着	d	β	あ	③					筆者実見	
24	×	○	? 鎏鼎	I 3	IV	d	脚部と関係 なし	-	-	-	d	β	あ	③					筆者実見	
25	×	○	? 鎏鼎	I 3	IV	b ?	脚部の間 (9分割の可 能性あり)	-	-	-	d	β	あ	③					筆者実見	
26	○	○	99 鎏鼎	I 3	IV	c	脚部と関係 なし	-	-	-	d	β	あ	③	26.6	13.3	17.8		筆者実見	
27	×	○	? 鎏鼎	I 3	IV	c	脚部と関係 なし	-	-	-	d	β	あ	③					筆者実見	
28	×	○	? 鎏鼎	I 3	VI	c	脚部と関係 なし	β	正面7点以上 (散在配置)	-	-	d	β	あ	③				筆者実見	
29	×	○	? 鎏鼎	I 3	IV	b	脚部の間	β	-	-	d	β	あ	③					筆者実見	
30	○	○	284 羞鼎		IV	d	脚部と関係 なし (輪合わせる)	-	器身部全体6点以上 (列状配置) 蓋23点以上	-	底部付着	d	β	あ	⑧	43.3	23.3	20	双鈞龍紋	筆者実見
31	×	○	? 羞鼎		IV	b ?	脚部の間	-	-	底部付着	d	β	あ	⑧					撫系紋	筆者実見

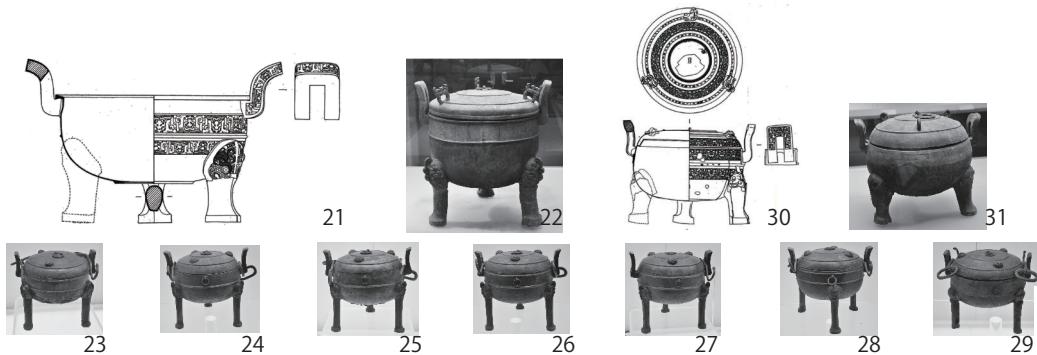


図8 九連墩2号墓出土青銅鼎（実測図は1／30）

きく様相が異なる。

このほか、堰・ガス抜き口を底部中心に設ける22のほか、脚の短い円鼎2点は、紋様以外にも底部範線型式やスペーサーの配置形態にも差異がみられる。

4. 考察

以上の内容をもとに、九連墩1・2号墓における青銅鼎の生産体制・供給形態について検討する。

(1) 1号墓出土の升鼎について

1号墓出土の升鼎（H2型）について、前節で検討したように、範線と脚部の位置の関係から5・6・7と8・9の間に差異がみられ、個々のパーツ（脚部・耳部・獸形付飾）の接合位置にも細かい違いがあるものの、「獸形付飾」には5点とも共通した「同模品」を確認した。いわば器身部と脚部・耳部・獸形付飾といった各パーツを鋳造する段階においては、「同模品」を製作することが可能な共通した「テンプレート」が用いられるものの、何らかの理由で範線の位置（範の分割箇所）と耳部・脚部の接合箇所にヴァリエーションが生じたとみられる。ただし、先述の通り器身部と脚部・耳部・獸形付飾の間には躰がみられることから、組み立て以前に接合位置はある程度固まっていたことになる²¹。そして何らかの理由により、器身上の躰の位置、すなわちパーツの接合位置にぶれが生じたことになる。こうした現象に対して、

①单一集団²²によって器身部・パーツの範製作・鋳造が行われた場合

②複数集団によって器身部・パーツの範製作・鋳造が行われた場合

の2つの場合を想定し、検討する。

①の場合、例えば先に完成した製品が生産地から離れ、「見本」となるものが存在しなくなったのちに残りの製品を製作した場合など、製作時期に時間差が生じた可能性、あるいは何らかの理由で意図的に躰の位

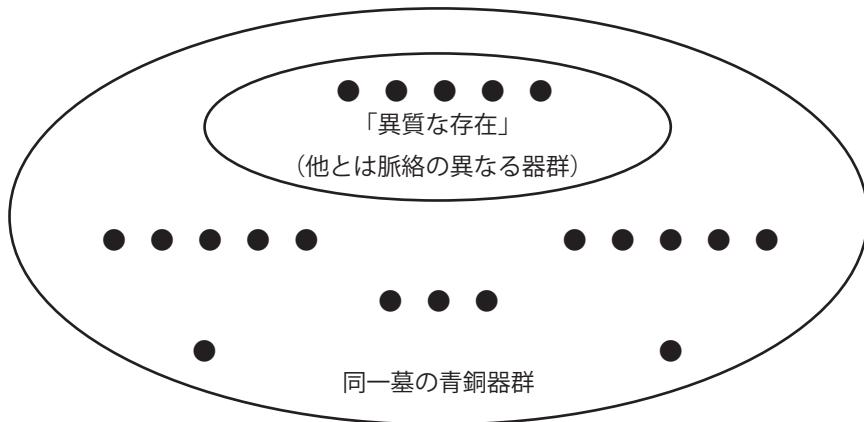


図9 同一墓の青銅器群における「異質な存在」の概念図

置、すなわちパーツの接合位置や範の分割位置にヴァリエーションを持たせた可能性などが考えられる。②の場合、範の製作は複数集団間で「テンプレート」が共有され、共通規格のパーツが製作されるものの、器身部の臍の位置や範の分割位置がそれぞれ独自に決められた可能性、あるいはある集団が製品を製作したのちに「テンプレート」が別集団に移り、残りの製品をその集団が製作した可能性などがありうるかもしない。現状においては上記の①②のいずれの可能性もありうるが、5点の升鼎は同一墓に副葬されていることから、②の場合でも共通した「テンプレート」を用いたのはある程度近い関係の集団であったと考えられる²³。

「升鼎」はこれまでの「用鼎制度」論の学史において「列鼎」として扱われてきた形式であり（愈・高1978-9）、数の違いが周代社会における身分の違いを表現したものとして理解されてきた。実際、これらの鼎は、春秋時代においては高階層の墓に副葬される²⁴が、戦国時代においては江漢地域出土例も含め、粗雑化する傾向がみられる。本例においても、耳・脚・獸形付飾の付着位置がそれぞれ異なり、接合においてもより簡易な鋲接（鑑付け）技法がみられるなど、明らかな「手抜き」、もしくは「急場しのぎ」ともいえる製作痕跡が確認できる²⁵。その一方で、他の青銅鼎と異なり、煤の付着が確認できない点から、用途面においての特殊性も窺え、「形骸化した希少性」ともその存在を位置づけることが可能かもしれない²⁶。このように1号墓における升鼎は、他の青銅鼎とは異なった体制の下で生産されたものと考えられる。

（2）1号墓・2号墓出土青銅鼎の比較検討

次に1号墓・2号墓出土青銅鼎の特徴について整理する。

まず両墓で共通して副葬されるI3型の鼎について、1号墓出土品は製作痕跡がほぼ共通しているのに対し、2号墓出土品は底部範線型式やスペーサーの点数・配置において個体間で差異が大きく、他の器群とは異なった生産体制・供給形態が想定できる。また、王紅星氏も指摘する通り、2号墓の脚の短い青銅鼎（30・31）は形態・紋様の面からも華北地域（特に三晋地域）に由来するものであり（王2007a）、明らかな外来品とみられる。一方、1号墓においては堰・ガス抜き口を底部中心に設ける1、5分割の範線が確認できる2、ならびに先に検討した升鼎（H2型、5～9）で製作痕跡に差異がみられるが、I3型はほぼ共通する。

興味深いのは、1号墓はH2型、2号墓はI3型と形式は異なるものの、同じ墓に副葬される「列鼎」において、製作痕跡にヴァリエーションを有する資料群を両墓とも含んでいることである。また、両墓出土青銅鼎とも底部に煤の付着がみられるものが多いため、1号墓のH2型はいずれも煤の付着痕跡がみられず、2号墓はI3型も黒色痕跡がみられるが明確な煤の付着が不明である。このように1号墓のH2型、2号墓のI3型とも、製作痕跡とともに、煤の付着という使用痕跡面においても、他の青銅鼎群との差異が確認でき

る。これらは、両墓いずれにおいても他の青銅鼎群とは「異質な存在」であり、脈絡の異なった青銅器群が同一墓内に共存するという現象を確認できる（図9）。

ロータール・フォン・ファルケンハウゼン氏は、東周時代の墓における礼器は同時代の宗廟で使用されていたものと差異が存在するという見解を示している。氏は東周時代の大型墓において「特別の器群」、すなわち西周時代の青銅器を復古的に表現したものとそれ以外の「通常の器群」の2つのグループがみられ、時期や脈絡の異なった青銅器群が墓に共存するとしている。その背景として祖先祭祀からより隔離した宗教的な変化の存在を想定する（ファルケンハウゼン 2006；238・276頁）。ただし、九連墩墓地においては、1号墓では「特別な器群」であるH2型の升鼎が「異質の存在」となるのに対し、2号墓では「通常の器群」に属するはずのI3型の鼎がそれに該当する。1号墓のH2型、2号墓のI3型という「異質な存在」となった青銅器形式の違いは、男性（夫）墓、女性（妻）墓といった墓の性格の差異が反映されている可能性があるだろう²⁷。

（3）江漢地域の大型墓との比較検討

最後に前稿で検討を行った江漢地域の大型墓と比較する。

九連墩1・2号墓の青銅鼎は、紋様の施されないI3型のように形態の面で江漢地域出土品と類似する傾向がある。ただしその一方で、江漢地域で常見されるS字形・鉤形の耳部（図4の耳部 い・う）がみられず、G2型・F3型とみられる青銅鼎に施される紋様の種類も異なるなど、細部において差異がみられる。

型式のセット関係の面では、戦国中期後段とそれ以前の型式が同一墓内で共存する点も江漢地域の大型墓と共通する。ただし江漢地域の場合、同一形式内の新旧型式が同一墓に共存するのに対し、九連墩1・2号墓にはその傾向がなく、仮にこれらが在地で生産された場合、江漢地域から単に最新の型式が伝わっていなかつた可能性もあり、江漢地域でみられたような青銅鼎間の顕著な時期差の存在を同様に指摘することは難しいかもしれない。

製作痕跡に着目すると、同一墓出土青銅鼎における製作痕跡の多様性は、同時期の江漢地域の大型墓においてもみられる現象である。ただし、包山2号墓、天星觀2号墓、望山1・2号墓といった江漢地域の大型墓の場合、底部範線型式にもヴァリエーションが存在するが、範の分割数と製品の法量がある程度相関する傾向もあり、前稿では系統差よりも製品の大きさによる範の分割の「使い分け」が行われた可能性を述べた。また、堰・ガス抜き口の位置は不明なものが多いが、多くは範線上に設けられる β が中心であり、九連墩1・2号墓の1・22のように底部中心に設けられる α は江漢地域全体でも稀である²⁸。むしろ天星觀2号墓を中心に、人工刻線を有するものが各型式に個別的にみられる傾向が存在した。

以上のように、九連墩1・2号墓出土青銅鼎は、楚の中心地域である江漢地域で生産されたものを含む可能性は否定できないが、すべてが江漢地域で生産されて九連墩墓地にもたらされたではなく、一定程度の在地生産品、もしくは他地域生産品²⁹を含んでいると考えられる³⁰。

なお、江漢地域の天星觀2号墓出土のH2・3型の升鼎は、形態と紋様、製作痕跡において製品間で差異が存在した。前稿ではこれらの差異は、紋様・装飾や製作技術が徐々に簡略化し、器形の幅がより狭まるという連続的・運動的な変化に起因するものと想定した³¹。このような同一形態の鼎のセットである「列鼎」にヴァリエーションが生じる現象は、先述のように九連墩1号墓のH2型、2号墓のI3型と共通するものである。ヴァリエーションがみられる属性や型式にはそれぞれ差異が存在するが、両地域において脈絡の異なった青銅器群が同一墓内に共存するという現象を確認できる。

5. まとめ

本稿では、湖北省博物館における九連墩墓地出土青銅鼎の観察調査の成果にもとづき、その生産体制・供給形態を復元するため、形態、紋様のほか、底部範線型式、堰・ガス抜き口の位置、スペーサー、人工刻線、

さらには升鼎の獸形付飾にみられる「同模品」のあり方から検討を行った。

まず、「同模品」を含む1号墓出土の升鼎（H2型）は、獸形付飾の「同模品」を製作することが可能な共通した「テンプレート」が用いられるものの、何らかの理由で範線の位置（範の分割箇所）と耳部・脚部の接合位置にヴァリエーションが生じたとみられる。現状において单一の製作者集団か複数の製作者集団か、いずれの体制の下で生産が行われたかは不明であるが、升鼎は他の青銅鼎とは異なった体制の下で生産されたものと考えられる。

また、1号墓のH2型、2号墓のI3型というそれぞれ「列鼎」となる一群の青銅鼎において、製作痕跡とともに、煤の付着という使用痕跡の面において他の青銅鼎群との差異が確認でき、「異質な存在」であることを指摘した。1号墓のH2型、2号墓のI3型という「異質な存在」となった青銅器形式の違いは、男性（夫）墓、女性（妻）墓といった墓の性格の差異を反映しているものとみられる。

九連墩1・2号墓出土青銅鼎は、江漢地域の大型墓出土青銅鼎と比べ、人工刻線の有無や堰・ガス抜き口の位置、および耳の形態などの面で差異が認められ、すべてが江漢地域で生産されて九連墩墓地にもたらされたではなく、一定程度の在地生産品、もしくは他地域生産品を含んでいると考えられる。

現状においては一部の青銅器を検討したに過ぎない。今後は追加調査を実施し、全体的な検討にもとづいて生産体制・供給形態を明らかにする必要がある。また近年、当該地域においては資料の蓄積が進んでおり、今後さらに検討を重ねたい。

付記

本稿は日本中国考古学会2018年大会（奈良県立橿原考古学研究所・2018年11月4日）にて口頭発表した内容を骨子として、その後の検討を含めて文章化したものである。

註

1 晋の侯馬鋳銅遺跡の系統の青銅器の広がりとその背景についても検討が行われている（吉開2008、山本2018）。

2 以下、「前々稿」と称する。

3 以下、「前稿」と称する。

4 1号墓出土人骨は35～40歳前後の男性、2号墓出土人骨は26～30歳前後の女性とする記述もあり（胡2007、王2007b）、いずれが正確かは不明である。

5 秦氏らや魏氏らの論文では、外来様式とされる青銅器は2号墓出土の銅壺（M2-48）、銅鑑（M2-56）、銅鼎（M2-120・333）と記されている。M2-333は図録（湖北省博物館（編）2007）掲載の番号と合致し、本稿の30に該当することが分かるが、写真や図面の提示がないため、その他の資料は現状では照合は不可能である。

6 2010年1月、および2018年6月に湖北省博物館で見学した九連墩墓地出土品の展示においては、簡報・図録・論文に写真が掲載されていない資料も含め展示され、自由に写真も撮影することができた。本稿にて簡報・図録・論文の未掲載資料も含めた検討、ならびに筆者撮影写真を掲載することに関しては、湖北省博物館副館長の王先福氏よりお許しいただいた。

7 これらが発掘後の修復とは関連しない点、ならびに付着位置に変化がない点については王先福氏よりご教示をいただいた。

8 鏡のような平面的なものであれば、2枚の範を合わせた形で鋳造し、欠損した個所の補修ができれば再利用は可能である。

9 瓦範の移動に関する先行研究については石田由紀子氏にご教示いただいた。

10 所謂「列鼎」に関しては、例えば「曾侯乙」墓例のように、形態以外にも、紋様・製作痕跡もほぼ共通する例もある。

11 前稿までに取り上げた製作痕跡については別稿で整理も行っている（丹羽2015）。

12 埋葬施設などから出土した製品群に共有される諸属性の比較検討から、その背後にある生産体制や供給形態を復元する手法については前稿でも検討を行った。前稿発表後、例えば福岡県月岡古墳出土金銅製品の加工痕跡の分析から6

つの製作集団の存在を抽出し、各集団間の技術的関係も含めた生産体制を検討した諫早直人氏・鈴木勉氏の研究も発表されており（諫早・鈴木 2015）、本稿の分析においても参考とする。

13 張昌平氏は、筆者が 2005 年の楚文化研究会（湖南省長沙市）で持参したハンドアウト資料（のちに『楚文化研究集』7 に発表（丹羽 2007b））と前々稿、袁艶玲氏は、前稿を翻訳した筆者の 2009 年中国語論文（丹羽 2009）をそれぞれ引用し、範線形態の違いは地域差・系統差ではなく広域で共有された随意的なものであると指摘する（張 2009、袁 2019）。製作技術に関する属性変異の差異がただちに系統差に結び付くものではないことは、両氏の指摘のとおりである。筆者も前稿において、江漢地域の同一墓から出土した青銅鼎のなかでも製作痕跡にヴァリエーションが存在することを述べた（丹羽 2008a・2009）。ただし前々稿・前稿では、範線形態のみでなく、本稿でも取り上げた人工刻線の有無、堰・ガス抜き口の位置、スペーサーといった複数の属性を取り上げ、前々稿ではそれらがいずれも地域ごとに差異があり、こうした現象から在地的な製作者集団が存在した可能性を指摘した（丹羽 2006）。同一の属性におけるヴァリエーションの存在は、張氏・袁氏の指摘する広域で共有されるもののほかにも、製作者集団の個性や時間的な変化など、その生成要因・背景は各種各様であると考える。これらを明らかにするためには、方法論やモデルの整理を経たうえで、範線形態のみの単独の属性だけではなく、人工刻線の有無、堰・ガス抜き口の位置、スペーサーの使用形態などの複数の属性の分析、さらに器物の形態・紋様・法量などの考古学的な脈絡の検討が重要と考える。筆者の拙い成果を取り上げていただき、真摯に議論に応じていただいた張氏、袁氏には感謝申し上げる。なお、前々稿では各属性の一覧表を提示したのみで、地域ごとの比率の違いを示したデータを提示できていなかった。前々稿発表後に得たデータも含め、将来、別稿で提示をしたいと考える。

14 ただし、青銅器表面に残る範線が範の分割部分すべてを反映しているとは限らず（張 2020）、範線形態が外範の分割構造そのものと同一ではない可能性は考慮しなければならない。

15 今回、5 分割の分割方式（f）の事例を確認したため、追加している。

16 スペーサーに関しては、点数の差異のほかにも、紋様の区画線に沿ってスペーサーを配置する例（安徽省城北・城西窯厂 2 号墓出土青銅鼎等）（丹羽 2006）、底部中心に配置する例（湖北省蘇家壠墓地出土青銅鼎等）（張 2009）、注湯時において範の底面となる部分に集中的にスペーサーを配置する例（天理参考館所蔵「鎔客」炉（伝安徽省朱家集李三孤堆遺跡出土））（丹羽ほか 2016）など、配置のあり方に傾向性がみられることがあるが、現状においては客観的な分類基準案が提示できていない。今後の課題としたい。

17 型式編年の詳細に関しては別稿を予定しているが、筆者の怠慢により長らく公表が遅れている点についてお詫び申し上げる。

18 本調査は展示室での観察にもとづくため、背面部分が観察できていないものも多い。今後、直接観察により新たな知見を得ることができた場合、その成果は別の機会に公表したい。

19 日本国考古学会 2018 年大会（奈良県立橿原考古学研究所・2018 年 11 月 4 日）にて本稿の内容を口頭発表した際には 5・6・7 に「獸形付飾 A」、5・6 に「獸形付飾 B」がみられるとしたが、その後の検討で 8 に「獸形付飾 A」がみられる点、および 7・10 に鰐の細部形態が共通した「獸形付飾 C」があることを確認した。

20 華中地域には少ない資料のため、筆者編年では型式設定をしていない。また上述の通り、王紅星氏は、2 号墓の被葬者は三晋地域出身の女性で、この鼎は出身地からの嫁入り道具としている（王 2007a）。

21 王先福氏より、獸形付飾の付着位置において、器身部側に臍、付飾側に孔がある点についてご教示いただいた。器身部側の臍の存在により、器身部の製作当初からパーツの接合位置が固まっていた点については、筆者と菊池望氏との議論の中で気が付いた観点である。

22 範の製作、青銅の溶解、鋳造（鎔込み）、範の解体・整形、接合といった一連の工程は個人でなく複数人の協業によって成り立つものが多いため、ここでは便宜的にそのグループを「単一集団」と称する。

23 器身部・パーツの鋳造までの段階と接合・組み立ての段階の生産体制が共通するのか異なるのかは、所謂「工程別分業」の有無ともかかわってくる。こうした体制が恒常的なものであるのか、一時的なものであるのかによって青銅器生産体制やその社会の評価が異なってくるといえよう。ここではいざれであるかの評価は保留するが、こうした「工程別分業」については別稿でも若干ふれたことがある（丹羽 2018）。

24 日本国考古学会 2018 年大会の席上において、山本堯氏より、升鼎は他の青銅鼎とは明らかな階層差があり、異なる脈絡による生産のあり方を考慮する必要があるとご指摘をいただいた。そのため、この所見については山本氏にプラ

イオリティがあることを記す。

25 ただし鋸接（鑽付け）技法については戦国時代により本格化する技術であるため、時代的な傾向を反映しているとも考えられる。

26 2号墓においては、1号墓出土青銅升鼎と形態の類似した漆木器の升鼎が5点出土している。また、小澤正人氏は、春秋後期の襄樊山湾11号墓のような小型墓においても所謂「升鼎」を模倣した土器が副葬されている事例から、副葬器種の選択における規制の弱さや嗜好性の存在を指摘している（小澤1989）が、青銅製の升鼎を副葬できる墓は春秋戦国時代を通じてある程度限定されていた可能性がある。

27 日本国考古学会2018年大会の席上において、宮本一夫氏より、1・2号墓の男性（夫）墓、女性（妻）墓といった墓の性格の違いが副葬品の差として現れていることを考慮すべきであるとのご指摘をいただいた。

28 底部中心の堰・ガス抜き口（ α ）は、春秋期より漢水流域などの地域にみられる特徴であり（丹羽2006）、こうした地域の影響を受けた可能性も想定できる。

29 先述の通り2号墓の30・31が三晋地域に由来することは、王紅星氏の指摘する通りである（王2007a）。

30 ジョバンニ・モレッリ氏は、造形意思が働きにくい耳や手などの特定の細部表現にこそ、画家の個性が露呈しやすいことを指摘し、実例を解説する（上田2002・2003）。岩永省三氏は、このような「ジョバンニ・モレッリの方法」の考古学においての適用の可能性を述べ（岩永1994）、モノの加工痕跡の分析がこうした研究方法の範疇に含まれると指摘する（田尻2001）。本稿で検討した製作痕跡や耳部の形態などは、製作集団の特徴が反映されやすい属性ではないかと考えられる。ただし、註13で述べた通り、製作者集団の個性以外にも、技術の使い分けなどや時間的な変化など、その生成要因・背景は各種各様であり、複数の属性に着目した考古学的な脈絡の検討が重要であると考える。

31 ただし、天星観2号墓出土升鼎の外面に施される尖浮龍紋や獸形付飾の形態にはそれぞれ差異があり、これらが連続的・運動的に変化したとする前稿の所見は、新たな資料を踏まえて再検証したいと考える。